

議案第61号

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについて

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行される事となり、瀬戸内市病院事業においても同様の対応とするため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年瀬戸内市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。)」の次に「、介護時間（瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の4に規定する介護時間をいう。)又は子育て支援時間（勤務時間条例第15条の5に規定する子育て支援時間をいう。）」を加え、「給与の額」を「給与額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

瀬戸内市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年瀬戸内市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後
(給与の減額) 第20条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない <u>子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u> <u>を勤務しないことをいう。)</u>又は介護 休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者 が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期 間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするた め、勤務しないことが相当であると認められる場合における休 暇をいう。) <u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にか</u> <u>かわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給</u> <u>与の額を減額して給与を支給する。</u>	(給与の減額) 第20条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するま</u> <u>での子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(2時間を</u> <u>超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えな</u> <u>い範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)、<u>介護</u> 休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者 が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期 間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするた め、勤務しないことが相当であると認められる場合における休 暇をいう。)、<u>介護時間(瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に</u> <u>関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号。以下「勤務時間条例」</u> <u>という。)</u>第15条の4に規定する介護時間をいう。)<u>又は子育て</u> <u>支援時間(勤務時間条例第15条の5に規定する子育て支援時間を</u> <u>いう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にか かわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給 与額<u>を減額して給与を支給する。</u>